



共同声明(仮訳) 第 58 回 日米財界人会議 持続可能な未来を築く:日米リーダーシップに向けた青写真 バーチャル会議 2021 年 10 月 6 日(米国時間)、10 月 7 日(日本時間)

日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)のメンバーは、10月5日・6日(米国時間)、10月6日・7日(日本時間)、第58回日米財界人会議を、「持続可能な未来を築く:日米リーダーシップに向けた青写真」をテーマとして、バーチャル形式にて開催した。新型コロナウイルスの世界的大流行(パンデミック)は、引き続きビジネスや社会に甚大な影響を及ぼしており、既存の経済的、社会的課題をさらに悪化させている。ここからの回復には、民間部門を含む全ての主体による、より一層の国際的な連携と協力が必要になる。こうした状況のもと、本会議には日米両国からビジネスリーダーが出席し、持続可能な成長を実現するために経済を再興すること、脱炭素(ネットゼロ)の未来に移行すること、より強靭で信頼性のあるサプライチェーンを確立することの重要性を確認した。

両協議会は、日米両国が、自由、人権の尊重、法の支配といった基本的価値観を共有する他の同志国と 緊密に連携しながら、両国間の協調・協力を一層強化することによって、民主主義の不朽の原則を守り、国 際社会がより強靭性のある、持続可能で多様で包摂的な社会を構築できるようにすべきと信じている。 これらの目的に向けて、両協議会は以下の事項を約束した。

1. コロナ後の経済回復と再興を促進する政府の政策を支援する

両協議会は、コロナ禍を、より強固で持続可能な経済社会システムを構築する機会であると考えており、将来のパンデミックに対峙するための基礎となる生命科学と並んで、デジタル及びグリーン・トランスフォーメーションが持続可能な経済成長を実現するための鍵となる要素であると確信している。また、両協議会は、保護主義への対抗と、多国間主義を通じた自由かつ公正で開かれた、ルールに基づく経済秩序の再構築が、インド太平洋地域及び世界経済の繁栄にとって不可欠であると信じている。したがって、両協議会は両国政府に対して以下の対応を取るよう要請する。

- 人、物、資本、サービス、データの自由な移動を支援する政策を積極的に推進する一方で、将来のパンデミックに対抗するために医薬品とワクチンの開発と配布を促進するための包括的かつ効果的な措置を継続すること
- 国際間の人の移動のための世界的に整合性の取れた規制のフレームワークの構築を促進し、共通の基準の確立や科学に基づいた入国制限の互恵的緩和などを確立すること。これは例えば相手国で発行された承認済のワクチンに関する証明書を認証することなどを指す
- 環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP)や地域デジタル協定のような、主要な高水準の貿易協定の促進もしくはそれらへの参加を含め、先進的で市場開放的な貿易アジェンダを優先的に実現すること
- 両国間双方向の対外投資と事業拡大に集中し、夫々の経済の活性化、より高賃金の雇用の創出、 技術革新の向上、ダイナミズムの喚起を実現させるとともに、二国間の経済的パートナーシップを 強化すること
- イノベーションや投資を阻害する主要な要因に対処すること。これには、例えば、ビジネス遂行上の

高コスト、過度に厳格な労働法規、スキルアップ機会の欠如、規制環境、グローバルに移動する人材に対する課税関係、行政手続き等が含まれる

- 長期的な財政の持続可能性と「ワイズスペンディング」を確保しながら、イノベーション推進と労働市場の強靭性向上に繋がるような成長分野への投資と政府支援を促進すること
- デジタル化に関し、パンデミックがその遅れを露呈させた医療、教育、政府といった領域、あるいは中堅・中小・零細企業などにおいて促進すること。他方で、サイバーセキュリティの推進やデジタルデバイドの解消にも努めること
- 職場、とりわけ指導職階における性別、人種、民族的多様性を促進することで包摂的な起業機会と イノベーションを支援する環境を醸成すること
- 治療薬やワクチンの研究開発を促進するため、平時においても、医療分野における日米の戦略的協力と情報共有を強化すること
- 将来のパンデミックへの対応努力を促進するため、公益と私権のバランスを取る方法で、公益に資するデータを提供・使用するメカニズムを開発するために、官民が協力する方途を検討すること
- 世界経済に負の影響を及ぼすような貿易制限措置及び管理貿易的条項を排除するとともに、物品の調達を困難にさせるような貿易障壁を課さないよう自制すること
- 米国通商拡大法第 232 条に基づく米国の輸入制限など、国家安全保障上の政策の過度に広い 適用に基づいた関税を撤廃すること
- 有害な産業補助金や国有企業による貿易を歪める行動、不公正な貿易慣行などの市場歪曲的な措置を排除するとともに、データ・ローカリゼーション、強制技術移転、知的財産権の保護等に関する課題に対処すること
- 世界貿易機関(WTO)の改革を推進し、その紛争解決制度を含めて、同機関の実効性を将来にわたって確保すること、漁業補助金や電子商取引に関するWTO交渉を成功裡に妥結させること、及び情報技術協定(ITA)の対象となる国及び製品の数を拡大すること

2. 脱炭素の未来を実現し、環境的持続可能性を向上させるための両国政府の取り組みを支援する

それぞれ世界第2位と第5位の二酸化炭素排出国として、米国と日本は気候変動に対処するための世界的な取り組みを主導する立場にある。両協議会は、米国のパリ協定復帰や新たに設けられた二国間イニシアティブを含め、脱炭素の未来への移行に向けての世界的リーダーシップ発揮のための両国政府のコミットメントを高く評価する。これらの公約は、排出量を削減し、気候変動に対する経済の抵抗力を高めつつ、経済界に対して解決策のイノベーションと資金投入を促しているという点で重要なものである。エネルギー移行が、企業、消費者、労働者、不利な立場に置かれたコミュニティ等への経済的ダメージを軽減する方法で、また様々ある脱炭素化手法についての選択肢を早まって狭めないような方法で行われることを確実にするため、両協議会は両国政府に対して以下の対応を図ることを推奨する。

- 政府によって設定された気候目標は、民間部門との緊密な連携の下で、達成可能且つ永続的なものであるとともに、開かれた協調的な公的プロセスを通じて策定されることを担保すること
- エネルギー政策を調整し、日米の長期的な経済成長やエネルギー安全保障、他の産業の競争力に悪影響を与えないようにすること
- 望ましいエネルギーミックスを達成するための政策を明確化し、もって革新的技術への投資を促進し、現実的かつ段階的で計画的な移行を推進すること
- 欧州連合(EU)や他の国際社会と、脱炭素への移行に必要なエネルギー源を能動的に管理調整する道筋について対話を進めること
- 脱炭素化を推進するために市場ベースのメカニズムを導入するとともに、脱炭素化が特に困難となる不利な状況にあるコミュニティやセクターへの影響を最小限に抑えるための政策を検討すること

- 投資促進、インセンティブ提供、適切な規制の確立を通じ、自由な競争を阻害せず、また内外の投資家を差別することなく、革新的技術(水素発電のような様々なタイプの再生エネルギー源を含む)の開発と実装を促進すること
- 天然ガスについては、段階的に低炭素の未来を達成する上での、排出削減進展の主要な牽引役としての固有且つ重要な役割を、原子力については、低炭素のベースロード電源としての重要性を、それぞれ認識すること
- 国際金融機関や基金を通じて、移行対応としての気候変動適応・影響軽減プロジェクトを支援する こと
- 長期的な業績にとって重要となる環境、社会、ガバナンスに関する適切な情報(ESG 情報)が 投資家に提供されるよう担保すること、並びに、柔軟で現実的なタクソノミーの開発に取り組むこと
- 第三国の脱炭素化と環境にやさしくスマートで強靭なインフラの普及につき、適切な公的金融機関と緊密に協力しつつ支援すること。その際には、日米クリーンエネルギーパートナーシップ (JUCEP)のような枠組みを通じて行うことにより、二国間の自主的クレジットなどの適切な規制の枠組みを推進しながら、質の高いインフラ投資に関する G20 原則を遵守すること
- 持続可能な様態で生産される低炭素且つ再生可能な素材への投資を促進し、循環型経済の一環として廃棄物管理の改善とプラスチック廃棄物削減を進め、プラスチックの再利用・再生を奨励すること
- WTO の環境物品協定(EGA)の交渉を再開すること

3. サプライチェーンの安全性と強靭性を強化する

新型コロナウイルスのパンデミックと世界的な緊張の高まりは、重要な鉱物、半導体、個人用防護具、ワクチンを含む医薬品などを生産する既存のサプライチェーンの脆弱性を明らかにした。両協議会は、完全な国内回帰(オンショアリング)は現実的でもなく望ましくもないことを認識したうえで、特定の産業における調達先を、一定の国々、特に同志国の間で多様化することは、強靭で信頼性のあるサプライチェーンを構築し、経済界が直面するリスクを軽減するための鍵であることについて一致した。民間セクターは、政府や学術界の支援を受けつつ、この分野で主導的な役割を果たすことができる。よって両協議会は、日米両国政府がこの問題に対処するために二国間及び地域間の協力を通じて行っている、日米競争力・強靭性(CoRe)パートナーシップやクワッド・クリティカル・エマージング技術作業部会を含む取り組みを高く評価している。両協議会は、両国政府が、これらの重要な取り組みを継続し、特に以下の事項につき協働することを推奨する。

- サプライチェーンの強靭化のための投資と研究開発を促進するための日米協力を推進すること。とりわけ人命を救助するための物資や戦略的な鉱物、レアアース等の脱炭素化に必要な項目が重要である
- サプライチェーンの多様化や、重要な技術や物資の生産及び流通に関する様々な制約に対処するための官民対話を強化すること。同時に情報通信技術(ICT)製品とサービスに関して、開発やライフサイクル、サプライチェーン、管理手法なども含め、供給と調達の信頼性を促進すること
- 同盟国との連携を強化すること。また、安全保障及び貿易管理に関する情報の提供を増やすこと を通じて経済安全保障を推進するという形で、企業に対する政府支援を強化すること
- 正当な国家安全保障上の考慮事項への対処と、経済成長の促進という政府の二つの要請のバランスが取れるように、投資審査制度及び輸出管理における新興技術及び基盤技術の範囲を限定するよう担保すること。また、経済安全保障関連の政策が総合的であり、透明性の高いプロセスを通じて形成されることを担保すること
- サプライチェーンに関連する懲罰措置の制定や政府調達における国内優先の適用範囲を新製品や新分野に拡大することについて、国際的な公約に違反したり外国の報復を招いたりするような方法で行わないこと

- オタワグループで議論されているように、医療品の輸出規制やその他の貿易障壁を取り除く方向へ 多国間協議の議論を主導すること
- グローバルサプライチェーンにおける強制労働などの人権侵害に対処する企業の取り組みを支援 すること

新型コロナウイルスのパンデミックの影響と、それにより加速した流れは、公衆衛生上のリスクが収まった後も続くと考えられる。かかる認識に基づいた、デジタル・エコノミー、金融サービス、エネルギー・インフラ、ヘルスケア・イノベーション、旅行・観光・交通に関する分野別の提言は、後掲の各章に記載の通りである。





DIGITAL ECONOMY

日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)は、緊密に連携しデジタル経済に関する諸問題につき、広範囲に亘って意見の一致を見ている。特に情報通信技術(ICT)における信頼性は、世界的な関心事である。新たな技術が導入され、新たな脅威が出現する中で、我々の技術インフラの信頼性と持続可能性を確保する唯一の方法は、正しい認識を持ちまたそれを常に改善する努力を継続することである。この事を念頭に置き、以下の第 1 章から第 5 章では日米両国政府に対する提案について詳しく述べる。第 6 章とその別添では、情報通信技術(ICT)における信頼性の問題について、日米の、そして潜在的には他の地域も含む産業界に対し、提言を行う。

1. 国境を越える自由なデータ流通の促進

我々は信頼できるデジタル経済を確立するためには、ルール、アーキテクチャー、そしてトラストアンカーに関する各国間の相互運用性を確保することで、信頼できる自由なデータ流通を促進することのみならず、データ活用も可能にすることが不可欠であると確信している。我々は 2019 年の G20 大阪サミットで日本が提唱した、信頼性の高い自由なデータ流通 (DFFT) などのコンセプトなどを通じ、国境を越えたデータ流通を促進する政策枠組みを推進することに引き続きコミットする。我々は、日米デジタル貿易協定などの頑強なデジタル貿易の規律を通して、これを達成しようとする両国政府の尽力を高く評価する。

一方で、自由なデータ流通を制限するデジタル保護主義が、一部の国や地域で蔓延している。我々は、信頼性と自由なデータ流通を促進するため、G7、G20、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力(APEC)及び世界貿易機関(WTO)といった多国間フォーラムにおいて両国政府が引き続き緊密に協力することを強く推奨する。両協議会は、WTOの電子商取引に関わる共同声明イニシアティブにおいて、両国政府が更に協働し、データ流通を可及的早期に可能とし促進する条項も含め、高度な標準と商業的に意味のある成果を達成することを推奨する。

2. プライバシー、データ保護及びイノベーションの強化

両協議会は、プライバシー、データ保護及びイノベーションを促進する政策枠組みを推進することに引き続きコミットする。我々は、両国政府が多国間フォーラムにおいて、高水準のプライバシー保護と開かれたデジタル市場を促進することを推奨する。また、こうした諸原則を採用するため、両国政府が APEC 越境プライバシールールシステムや、政府による個人データへのアクセスに関する OECD での検討といった確立されたメカニズムを通じて、引き続き密接に協調することを奨励する。 両協議会は、OECD での上記検討により、法執行機関が捜査のためにデータへアクセスするための「義務付けられたアクセス」を付与する諸原則が早急に確立されることになるであろうと認識している。 両協議会は、医療情報などのデータ流通と活用が、パンデミックや災害に対応するため重要であることを理解している。我々は、引き続き多国間会合やフォーラムを通じて、両国政府が国際的なベストプラクティス及び規範を確立することに向けた議論を主導することを求める。

3. 安全で信頼できる次世代情報通信インフラの整備と推進

両協議会は、安全で信頼できる次世代通信インフラは、5G や 6G もしくは Beyond 5G といわれる技術も含め、全ての産業セクターを通じて、イノベーションを可能とするものであると同時に、新しい機会を創出するものであると信じている。我々はまた、オープンで相互運用性のあるアーキテクチャーは、信頼できるベンダーを選択し、サプライチェーンを多様化するための選択肢を拡大させることで経済安全保障を強化するための鍵となるものと考えている。我々は日米両国政府に対し、明確、安全且つ信頼できる ICT 5G 技術の公共政策を確立し、国内外においてバーチャルでオープンかつ相互運用可能な 5G の各種技術とソリューションにつき、開発、任意的採用並びに利用を加速させることを目指すことを要請する。Open Radio Access Networks (Open RAN) はこの戦略の重要な部分であり、成熟に向けての初期段階にある。更に、研究、開発、テスト、実装向け投資として日本政府及び米国政府が表明したそれぞれ 20 億ドル、25 億ドルのコミットメントを最後まで遂行することを通じて、両国政府がこれらの技術の採用を加速させるためのイニシアティブを取ることを推奨する。

我々はまた、有志国が類似の政策を採択する上で、両国政府が引き続き協調するとともに重要な役割を果たすことを要請する。これには例えば、質の高いインフラの認証制度として、日米豪政府により構成されたイニシアティブを通じて設計中の、OECDの枠組みを活用した「ブルー・ドット・ネットワーク」の早期確立と活用が含まれる。両協議会は、民間セクターの協力があれば、信頼できるベンダーからのオープンで相互運用可能なアーキテクチャーの採用と、他市場における信頼性の高い 5G ネットワークの構築を加速することが可能であると考える。

4. 人工知能(AI)の利活用促進の努力

両協議会は、両国政府が、特定の地域における閉鎖的な基準ではなく、合意に基づく、産業界主導のグローバル・ベースの AI 標準の開発及び活用を通じて、AI 技術の発展を促進することを推奨する。また我々は両国政府に対し、柔軟性を有し、リスクベースであり、透明且つ自発的で多くのステークホルダーが関与するプロセスで動くガバナンスの枠組みを構築・推進するよう推奨する。

また我々は、両国政府が産業界及び市民社会と緊密に協働して、人間中心の価値観、公平性、説明可能性、透明性、安全安心及び説明責任に関わる諸原則に焦点を当てたグローバルなリーダーシップを発揮することを要請する。その意味において、我々は両国政府が、AI に関する OECD 専門家ネットワーク (OECD Network of Experts on AI:ONE AI)、AI に関するグローバル・パートナーシップ (GPAI) などの多国間会合やフォーラムでの討議を引き続き支援することを期待する。

一方で我々は、AIシステムをリスクに応じて管理し公平に分類すること、そしてステークホルダーに課せられた責任から生ずるコストと便益の間の最適なバランスを慎重に考慮することが必要であると考えており、 両政府が産業界と協力し、詳細についての検討にも関与することを望んでいる。

5. 増大するサイバーリスクを管理するためのベストプラクティスと国際標準の奨励

両協議会は、サイバーリスク管理が、なかんずく重要なインフラにおいて、日米両国の経済安全保障及び 国家安全保障にとって枢要であると共に、二国間のデジタル貿易関係にとってもますます重要になってい ると認識している。常に進化し続けるというサイバーセキュリティの脅威の性質を踏まえ、両協議会としては、 サイバーリスク管理には、規範的な規制よりもリスクベースのアプローチの方がより有効であると判断してい る。

サイバーセキュリティへのアプローチは、企業がセキュリティの状態を長期に亘り評価し強化するのに資する、運用可能な方法で、産業界により良く吟味されたものに沿ったものでなければならない。産業界が、進化し続けるサイバー脅威に対し、進化し続けるベストプラクティス及び世界的に認知された標準をもって立

ち向かえるようにすることが、より柔軟性が高く常に最新の、リスクベースのサイバーセキュリティ・アプローチに道を開く。

政府が将来の政策策定において、NIST サイバーセキュリティー・フレームワークや ISO/IEC 27103:2018 (IT-安全技術-サイバーセキュリティの枠組みにおける既存の標準の活用)などの既存のサイバーセキュリティの枠組みのベストプラクティスを出発点とすれば、民間産業界にとっては大きな利益となる。

我々はまた、両国政府が「日米競争力・強靱性(CoRe)パートナーシップ」において、共同研究及び研究者の交流を通して量子情報科学・技術に関する研究開発機関間の協働及びパートナーシップを強化することに合意したことを評価する。この観点から、両協議会は、両国政府が来たるべき量子コンピュータ時代に向けて、安全性を確保できる暗号通信の開発を促進するために密接に協調することを推奨する。

6. ICT サプライヤーの「信頼性」の諸原則

両協議会は、ICT の信頼性は世界中の産業界にとっての課題であると認識している。これには様々な課題が含まれるが、特に重要な問題の一つが、ICT 製品とサービスの供給及び調達の信頼性である。供給者・購買者のいずれにとっても、ICT 製品及びサービスの開発、ライフサイクル、サプライチェーン及び管理手法の信頼性を担保することの重要性は、かつてないほど高まっている。

我々は、提言する諸原則を「第58回日米財界人会議のデジタル・エコノミー分科会共同声明附属文書」において掲載する。これは、ICTの信頼性の問題に関連して日米産業界の現在の取り組みにおいて有用なベストプラクティスとして役立つであろう。

これらの諸原則の趣旨は、特定の企業を排除することにあるのではなく、最高レベルの信頼性に向けての取り組みを推奨することにある。我々は、これらの諸原則が日米両国の産業界にとって有益であるのみならず、インド太平洋地域全体におけるベストプラクティスの枠組みとして役立つことを期待する。我々はまたこれらの諸原則が、欧州の産業界並びにICTの信頼性に関して同様のコミットメントを示す他諸国の産業界との更なる協調のための基礎を提供できるものと期待する。





DIGITAL ECONOMY

第58回日米財界人会議デジタル分科会共同声明付属文書 「ICT サプライヤーの信頼」を構築するための推奨される諸原則

製造、流通、販売又は供給を行う企業(以下「サプライヤー」という)を、重要な情報通信技術(ICT)ネットワークの構築と運用を可能とする技術の信頼できる供給源として取り扱うべきかどうかを評価するには、多様な要素が関係する。以下を満たす場合、サプライヤーは「信頼できる」ものとする。

- 1. サプライヤーの製品又はサービスに関連する技術リスクが合理的に理解され、適正に管理されていること。
 - a. 技術の設計、開発、導入が、当該製品又はサービスの予想されるライフサイクルを通じてリスクを特定、評価、管理するための、透明性が高く、検証可能で、開かれた、合意に基づく標準ベースで、且つプロセス指向のフレームワークに従って行われている。これには以下を含む。
 - i. 製造システムへの不正侵入等に対する開発・構築環境の保護
 - ii. 国際的な産業標準(例:ISO27001)に準じた「統制フレームワーク」の適用。これには、粒度の細かい、役割ベースでのアクセスコントロールの展開を含む
 - iii. 既知の脆弱性に対するコードのスキャンニング
 - iv. 予見される脅威とリスクのモデル化、及び
 - v. ソフトウエアとファームウエアのアップデートメカニズム及び経路の安全性の維持
 - b. オープンソースを含むコードの出典、系統及び整合性が、結果として生じる製品の安全性及び知的財産権の順守を保証するために合理的に実証可能であること。
 - c.リスクを管理するために実装された統制の標準ベースでの適合性の検証が技術によって可能である こと。また検証されたコードが、運用環境下で実装・使用される完成品のコードに対して検証可能 であるように生成プロセスの再現性を保証することが可能であること。
 - d. 承認されたユーザーやデバイスの代理として行動する、承認されたユーザーやプロセスへのアクセスを効果的に制限するアクセスコントロールの適用を確実にするため、検証可能な技術的施策が 実施されていること。
 - e. 脆弱性への対処、修復と開示に関して、国際的なベストプラクティスと整合した方針が採用され、透明性の高い方法で伝達され、定期的に活用されており、また法令順守を確実にするためにその方針の評価が可能であること。

- f. 個人データの保護と個人の権利の尊重のための情報セキュリティとプライバシー保護が適用され、 透明性の高い方法で伝達され、また法令順守を確実にするための評価がなされること。
- g. サプライヤーにより採用される統制、緩和策、方針、及び手順が以下の業者にも明示され適用されるべきであること。
 - i. 製品内に含まれるコンポーネントとソースコードのサプライヤー
 - ii. 機密データ、専有データ及び又は個人データのプロセッサ/サブプロセッサ
 - iii. 市場においてサプライヤーの技術を受領、据え付け、インテグレート、販売、及び又は保守する 販売業者、パートナー、再販業者
- h. 製品とサービスの供給安定性が確保され、事業継続計画が策定されていること。
- 2. 以下を含め、サプライヤーは一般的に認識されている企業行動規範を遵守していることを実証すること。
 - a. サプライヤーの中核的価値観、原則及び慣行を概説した正式な「企業行動規範」。
 - b.調達、投資及び契約に関する意思決定が、所有権、パートナーシップ、ガバナンス構造及び資金 調達先における透明性を通じた商業的判断に従っていることを担保するために、持分の取引が公 開されていること、もしくは同等の仕組み。
 - c. 市場で一般的に採用されている監査及び会計基準(例:GAAP(一般に認められた会計原則)又は IFRS (国際財務報告基準))に準拠していることについての対外的な説明。当該監査及び会計基準は、隠された、又は不透明な、又は異なる状況下では経済合理性のない資金調達源、融資元、 又は補助金支給源が存在しないことを担保するよう設計されていること。
 - d. 内部統制の仕組みで、明確に表現・実行され、外部の審査に服するもので、以下の保護に対する コミットメントを示すもの。
 - i. ユーザーと顧客の安全とプライバシーの、サイバーを利用した攻撃や他の不当侵入からの保護
 - ii. プライバシーと個人の権利の、透明性、公平性及び説明責任が確保された方法による保護
 - iii. 窃盗、改ざん、不正アクセスに対する製品、サービス及びデータの完全性の保護
 - iv. 知的財産の窃盗、侵害又は横領からの保護
 - v. 公平で開かれた競争の保護
 - vi. 環境資源の有害又は持続不可能な慣行からの保護
 - vii. 人権の強制的又は不公正な労働慣行からの保護
 - viii. 正当なガバナンス、公衆衛生及び幸福の保護
- 3. サプライヤーは、国際的な商業規範とともに各国及び国際間の法令・標準の双方に従って事業活動を行う。サプライヤーの意思決定は商業的動機に基づき、市場の動きに応じて行われるものであり、内部統制や経営に対する不適切で直接的な政府による支配や影響によるものではない。このことは以下によって実証できる。
 - a. 企業データ、設備、各種経営資源又は業務運用への恣意的なアクセスが無く、政府の指示に協力 する義務が存在しないこと— これらは政府からのかかる要求に対する異議申し立てが独立した司

法または中立的な仲裁者により扱われることを可能にする透明性と適法手続き(デュープロセス)の メカニズムへの合理的なアクセスにより実証される。

- b. 政府職員を企業組織の中又は意思決定プロセスの中に含めなければならないという要件により、 サプライヤーが市場主導の原則下で経営を行う独立した企業体として行動する能力を制限するよ うなことがないこと—これらは組織/ガバナンス構造、所有権の権益の透明性及び公開性により実 証される。
- 4. サプライヤーが本拠を置き、設立され、事業を行う国の法令には以下のような規定がなければならない。
 - a. 法の支配への尊重を明示することによるネットワークと接続サービスの統制。これは当該国政府の権力の行使に対する明確な法的又は司法上の制限により示される。
 - b. 適切な権力分立を伴う法の支配に従った統治。これは、独立した司法または適法手続き(デュープロセス)と保護された権利に関する他の中立的な仲裁者によって守られる。
 - c. 国連の持続可能な開発目標のような、グローバルな人間開発に重要となる、国際的に合意された 規範、標準、条約の支持。これは、ICT の調達と取得における、環境資源の適切な管理、公正な労 働慣行の実行、知的財産権の保護、公衆衛生と幸福の保護、及びプライバシーと人権の尊重を含 む。





ENERGY AND INFRASTRUCTURE

日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)は、日米両国政府がそれぞれ掲げた 2050 年までにカーボン・ニュートラルを達成するという野心的な目標が、脱炭素化の機運を加速させていると認識している。また、両協議会は、この共通の目標の達成に向けて日米協力をより具体的に促進するために菅前総理大臣とバイデン大統領が発出した共同声明である「野心、脱炭素化及びクリーン・エネルギーに関する日米気候パートナーシップ」及び「日米競争力・強靱性(CoRe)パートナーシップ」を歓迎する。両協議会は、ここに当該協力を通じて日米並びに第三国におけるカーボン・ニュートラル達成を目指して貢献せんとする両国政府の意思を確認する。更に両協議会は、カーボン・ニュートラルの達成には秩序あるエネルギー・トランジションと対となった破壊的イノベーションが必要である点、並びにポスト・コロナ社会におけるサプライチェーン強靭化のためには自然災害、地政学的リスクや経済安全保障を考慮する必要がある点について特記する。

野心的なカーボン・ニュートラル目標に向けて

両協議会は、日米両国政府が掲げた 2050 年までのカーボン・ニュートラル達成という野心的な目標が、 脱炭素化の機運を加速させていることを認識し、この目標の実現に貢献するため努力することに合意す る。いかなる技術でも単一ではこの野心的な目標を達成することはできず、エネルギーの生産と消費双方 の効率と低炭素化を最大化するためには、「全活用戦略(all-of-the-above approach)」を採る必要があ る。両協議会は、両国政府に対し、全てのクリーン・エネルギー技術促進のため、以下の措置を検討する よう要請する。

- 国際的なルール策定を主導し、この野心的なカーボン・ニュートラル目標の達成が現実的かつ技術中立的なアプローチ経由でなされるようにすること
- 継続的な取り組みとして、陸上・洋上風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーを効果的に展開し、かかる再生可能エネルギー源の技術と効率を向上させること、また日米両国の関連するサプライチェーンを強化すること。拡大する再生可能エネルギー発電に対応するために送配電網を含む電力調整能力を強化すること。十分な電力容量と公平なアクセスを確保すること
- 排出量削減目標の達成に貢献するため、排出量が相対的に多い他の発電方式からのエネルギー・トランジションにおいて天然ガスへの転換を推進するとともに、安定したよりクリーンなベースロード電源として高効率の天然ガス・タービン・コンバインド・サイクル発電などの天然ガス・ベースの発電を展開すること
- もう一つの重要な低炭素ベースロード電源である原子力の利用に関する議論を行い、受動的安全 システムや小型モジュール炉を含む革新的な先端原子力技術の研究開発と廃炉協力を継続する こと
- 水素社会が将来実現すると、エネルギー・インフラ部門のみならず、産業・運輸部門など他の幅広い部門の脱炭素化に貢献し得るものであり、その巨大な潜在力を現実のものとするための取り組み

を実施すること。部門横断的な協力を通じて水素とアンモニアのあらゆる製造技術を開発し、サプライチェーンや貯蔵・輸送インフラの構築を行うこと

• 新規、既存双方のエネルギー・インフラ及び産業部門に対し、二酸化炭素回収・貯留の展開などの低炭素ソリューションを促進するための経済的インセンティブを提供すること

自由で開かれたインド太平洋実現のための第三国協力

両協議会は、インド太平洋地域において日米と第三国との協力を深化させることは、同地域の繁栄と安全保障を志向した「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」実現のために不可欠であると考える。エネルギー・インフラ部門はかかる協力の重要な柱の一つであり、両協議会は、世界的なカーボン・ニュートラルを達成するための更なる努力の重要性を支持する一方で、この地域にとって天然ガスが現実的なトランジション・エネルギー源として重要であることも認識している。両協議会は、両国政府に対し、以下の支援を要請する。

- この地域における液化天然ガス(LNG)に関する諸課題について日米協力を継続すること。これには、米国のLNG輸出も含めた透明性のあるLNG取引市場の確立、LNGベースのエネルギー・インフラの展開、同地域内のLNG流通網の構築、航行の自由の確保、及び同地域内の低炭素エネルギー促進において天然ガスが果たせる役割に関しての国際的な認識向上が含まれる
- 日米協力を域内の他の形態のクリーン・エネルギー協力にまで拡大すること。これには、既存の石炭火力発電所における排出量削減を促進することや、石炭火力発電所を LNG ベース・インフラヘ、更に長期的にはアンモニアを含む水素ベース・インフラヘ転換することなどが含まれる
- FOIP 戦略を加速させるツールであるブルー・ドット・ネットワーク(BDN)の現実的かつ実用的な認証基準を最終化すること。また、質の高いインフラ促進のため、新たに設立された「日米クリーンエネルギーパートナーシップ(JUCEP)」を、域内の脱炭素化の取り組みにおける天然ガスの役割に関するものも含む米国新政権の諸政策と並行して十分に発展させること
- 第三国のエネルギー・トランジションや脱炭素化の目標を支援し、政府主導プログラムやイニシアティブを更に具体化するため、民間資本を活用するための日米企業のビジネス・マッチング機会の提供や官民のパートナーシップを促進し、また、これら諸国のエネルギー・インフラ・プロジェクトを実行するための障壁を低減すること

イノベーション促進とデジタル化への対応

両協議会は、2050年までのカーボン・ニュートラル実現という野心的な目標を達成するためには、秩序あるエネルギー・トランジションと対になった破壊的イノベーションが必要であることで一致する。同時に、常に拡大を続けるデジタル化がもたらす、エネルギー・インフラ部門におけるリスクについて対応することも不可欠である。両協議会は、両国政府に対し、以下の取り組みを奨励するよう要請する。

- クリーン・エネルギー関連の需要に対応するため、エネルギー貯蔵技術の効率性と製品寿命を向上させるとともに、レアアースの使用量を削減し、リサイクル・エコシステムを構築すること
- 二酸化炭素バリューチェーン構築に向け、二酸化炭素の回収・貯留(CCS)やダイレクト・エアー・キャプチャーなどのより費用対効果が高く効率的な二酸化炭素回収技術を開発し、CO2-EOR(石油増進回収法)やメタネーションなど、回収した二酸化炭素を活用したビジネスモデルの開発を支援すること
- 水素、アンモニア、合成燃料の革新的な製造・輸送・貯蔵技術を開発し、エネルギー・インフラ部門 のみならず、幅広い部門への適用を目指すこと

- エネルギー・インフラ部門の効率性、安定性向上を可能とするため、デマンド・レスポンスや送配電網デジタル化などのデジタル技術を活用すること
- デジタル化進展への必須の対応として、重要インフラへのサイバー攻撃に対するサイバーセキュリティの即応性と復旧力を高めること

ポスト・コロナ社会に求められる強靭性

新型コロナウイルスによって、経済効率を追求する一方で一国依存などのリスクを考慮してこなかったサプライチェーンの脆弱性が表面化した。ポスト・コロナ社会においては、サプライチェーンの強靭性を確保し、スマートかつ近代的で強靭性のあるインフラを推進するためにも、自然災害、地政学的リスク、及び経済安全保障を十分に考慮する必要がある。両協議会は、ポスト・コロナ社会のために、両国政府に以下を提言する。

- 経済安全保障を支えるためのエネルギー関連部門向け政策の推進は、経済効率性と正当な国家安全保障上の懸念のバランスをとること、かつそうした政策における日米間の整合性をとるために協力すること
- エネルギー源、エネルギー・インフラ設備、レアアースなどのエネルギー・インフラ分野におけるサプライチェーンの多様化や強靭化を図るために官民対話を強化すること、及び日米政府系金融機関からサプライチェーン多様化のための更なる経済的インセンティブを提供すること
- エネルギー・インフラ部門における強靭なサプライチェーンを構築するための日米間及びその他有 志国間との協力拡大や災害前の被害緩和策の措置加速とともに、米国と日本をそれぞれ「信頼できるパートナー」と認定し、この協力を妨げる可能性のある障壁を回避すること
- サプライチェーンの多様化が困難な製品に対して、代替手段を開発すること





FINANCIAL SERVICES | Business Council | Income | Aman Financy | W. So. Aman Financy | W

日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)の金融サービス分科会は、「持続可能かつ脱炭素化した社会の実現」、「健全な金融システムの構築を促す金融規制」、「国際金融センターとしての日本」、「金融デジタルイノベーションの促進」、「安心できる高齢化社会」の5つの分野における共同行動計画を承認した。

1. 持続可能かつ脱炭素化した社会の実現

持続可能かつ脱炭素化した社会に向けた動きがグローバルに活発化している。金融業界は、サステナブルファイナンスの推進や気候変動リスクの評価に加え、共通のタクソノミーの開発や脱炭素に向けた移行(トランジション)のサポートなどを牽引することで、主要な役割を果たすことができる。こうした動きは、日米両国政府に対して、民間セクターと連携しつつ、自国の様々な気候関連の枠組みを互いに整合させるとともに、国際的な基準設定において協調する機会をもたらす。これを踏まえ、両協議会は以下を推奨する。

<u>報告ならびに開示</u>: 両国の金融規制当局は、サステナブルファイナンス活動、及び、気候関連のリスクと機会に係る報告・開示基準を検討するために、官民対話に取り組むべきである。サステナブルファイナンス活動の評価や影響を分析するにあたって不確実性や主観的解釈が内在することを踏まえ、投資家にとっての透明性の高い十分な情報に基づく意思決定に対するニーズと、金融機関にとっての柔軟性を保持する必要性とのバランスが取れた報告・開示のフレームワークの確立を目指すべきである。

<u>タクソノミーの原則/トランジションファイナンスの推進</u>: 両協議会は、秩序ある方法で持続可能かつ脱炭素化した社会を実現するうえで必要なトランジション活動を支持するとともに、日米当局に対して、画一的なアプローチではない、柔軟で実際的なタクソノミーを開発するために、他国と連携するよう奨励する。

インフラ金融:インフラは生産性と競争力を高め、持続的な経済成長を実現する基盤である。両協議会は、国家的なインフラプロジェクトにおける日米両国の協力を支持し、グリーン成長に資する、グリーンでクリーンなインフラ投資を促進するためのベストプラクティスを共有することを要請する。

2. 健全な金融システムの構築を促す金融規制

金融規制は、健全な金融市場と持続的な経済成長を促すものである。規制は、健全な金融システムの不可欠な一部として、公平な競争環境を確保するため、また、テクノロジーの発達を考慮し、社会の構造的変化や国際的な議論の動向を踏まえるために、不断の見直しを行うべきである。これには経済安全保障を促進するための方策も含まれるが、その検討にあたっては、成長と国家安全保障上の勘

案事項との適切なバランスを確保し、ネガティブな予期せぬ結果を回避するために、日米両国の連携 と民間セクターからのインプットが不可欠である。これを踏まえて、両協議会は以下の提言を行う。

<u>公平な競争環境</u>:公平な競争環境は、金融・資本市場を強化し、市場の非効率性や歪みを回避するための重要な規制上の原則である。デジタルイノベーションにより、テクノロジー企業を含めた多様な活動主体が金融サービスのバリューチェーンに参入している。金融システムへのリスクを評価して同一の活動には同一の規制と監督を課すことで、金融の安定と消費者保護が確保されるとともに、競争とイノベーションが促進される。

自由で効率的な資本市場システム:コロナ禍の影響を受けた企業の資金ニーズの高まりを背景に、2020年の世界の資本市場を通じた資金調達額は過去最高となった。いまや、あらゆる規模の企業が、機能的で多面的な資本市場を必要としている。過度で不要な規制は、ビジネスにとって資本へのアクセスを制約し、起業と成長の足かせとなる。両協議会は、自由で効率的な資本市場システムが経済成長とイノベーションに不可欠であると考えており、日米規制当局に対して、ビジネス環境に基づき規制を見直すことを勧奨する。

国際的な規制の一貫性:近年、市場の分断(マーケットフラグメンテーション)は、グローバルな政策機関や各国規制当局、市場参加者にとって重要な論点となっている。両協議会は、国際的な規制当局がマーケットフラグメンテーションの問題に対処し、国際基準と国内規制との間のギャップを埋めようと取り組んでいることを高く評価する。両協議会は、今後の重要なタスクが、依拠や相互承認、同等性の決定を確保する一貫した協力のためのプロセスを実装することだと認識しており、日米両国政府がこうした分野での規制上の問題を議論するための場を設けるなど、当該プロセスを正式に制定するよう促す。

3. 国際金融センターとしての日本

両協議会は、国際金融センターとしての日本の地位を強固にするための多面的な取り組みを支持するとともに、コーポレートガバナンスコードとスチュワードシップコードの品質と適用範囲の更新・改善に向けた継続的な取り組みや、その他日本のビジネス環境や競争力全般を強化するための重要な措置を高く評価する。この精神の下、両協議会は日本政府と、とりわけ金融庁に対して、日本の魅力を高めるための政策措置への関与・提唱を含め、こうした取り組みを継続することを求める。さらに、日本政府と金融庁に対して、世界のグリーンファイナンスマーケットにおける牽引役となって日本が掲げる「グリーン国際金融センター」を実現すべく、官民連携を通じた市場整備を推進することを要請する。両協議会は、特に以下の4つの主要分野に焦点を当てることを推奨する。

- <u>コーポレートガバナンスと透明性</u>: 改訂されたコーポレートガバナンスコードに沿った取締役会の独立性、多様性、説明責任などの分野での進展、及び、独立取締役に対する需要を満たす多様な人材を確保するための取り組みが必要である。
- 金融専門人材のエコシステムの改善:採用や昇進、業績評価や解雇などに関する雇用慣行を現状に則して見直すとともに、金融専門人材の量と専門性を拡充していくことが必要である。
- <u>個人投資家の市場参加</u>:アドバイザーの質、販売慣行、資産配分などを含む個人投資家市場の 改革のほか、ファイナンシャルプランニングや受託者基準について、特段の配慮が求められる。
- 機関投資家向け市場の深化:機関投資家向け市場を拡大し、より迅速な清算と市場取引のためのインフラ構築やプロダクト範囲の拡充、テクノロジーの強化にリソースを割り当てるべきである。

4. 金融デジタルイノベーションの促進

コロナ禍を経て、デジタルイノベーションはあらゆる産業において益々その重要性を高めつつある。金

融業界においても、これまで以上の速度でデジタル化を推進することによって、金融商品や金融サービスの高度化に取り組むとともに、顧客利便性を向上させる必要がある。両協議会は、イノベーションの便益を享受しつつ関連するリスクを管理するために、日米両国政府が以下の2点について連携を強化することを要請する。

<u>中央銀行デジタル通貨</u>:グローバルに中央銀行デジタル通貨の研究が進められているなか、両協議会は、日米両国が、それぞれの中央銀行も含め、それら研究の中でセキュリティ面におけるリスクや金融システムへの影響について慎重に見極めている点を評価する。両協議会は、日米両国が連携を強化するとともに、第三国とも協力して国際的な取り組みを主導することを奨励する。

<u>データコネクティビティ</u>: 両協議会に属する金融機関は、データコネクティビティが顧客との繋がり、リスク管理、重要なサービスの世界規模での提供のための手段であり、かつ、経済成長や金融安定にとっての重要な一要素であるとみている。そのため、両協議会は、日米両国政府に対し、金融サービスにおけるデータコネクティビティの重要性を認識すること、オープンデータアーキテクチャを支持すること、データコネクティビティに関する二国間・多国間取り組みを推進すること、及び、データ規制全般における連携と整合性の確保に向けて注力することを勧奨する。

5. 安心できる高齢化社会

両協議会は、両国政府が官民連携を強化して、保険及び民間年金基金を通じたものを含めた民間の 退職貯蓄やファイナンシャルプランニングなどを動機付けること、特に社会的弱者に向けて技術や金 融リテラシーを向上させること、ならびに、保険会社や他の金融機関が社会に存在する長期的な保 険、投資、及び退職資金ニーズの支援を阻害しないような政策及び規制の枠組みを採用することを推 奨する。これには、世界、国/法域レベルで保険会社に適切な資本基準を設定すること、長期の保険 商品と貯蓄商品を消費者が引き続き広く利用できるようにすること、ならびに、税制上の優遇措置や補 助金など最適な個人資産形成をサポートする政策の枠組みが含まれる。







ヘルスケアシステムは、社会のニーズの変化に対応し、健康状態の改善と効率性の向上をもたらす新しい技術を取り入れるために、絶えず進化していかなければならない。新型コロナウイルス感染症の危機は、ヘルスケアと経済の関係性を明らかにし、ヘルスケアに戦略的投資を行うことの必要性と政府と産業界間の連携及び調整の重要性を再確認させた。パンデミックの脅威への迅速な対応を含め、ヘルスケアシステムの将来的な持続可能性のためには、関係者間の継続的な対話とパートナーシップが必要である。日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)は、これらの要因を考慮し、利用可能な最良の医療上の技術革新を患者にタイムリーに提供する、革新的で公平、効率的かつ効果的なヘルスケアシステムというものの諸要素に焦点を当てた二国間の官民対話を提案する。

両協議会は、持続可能なヘルスケアシステムには、以下の4つの要素が統合されていると考えている。

- 1. イノベーション・エコシステム: 画期的なイノベーションの継続的な創出が、医療技術、医薬品・ワクチン、医療提供体制、医療事業者の能力などの各方面でみられ、かつ医療制度によるこうしたイノベーションの便益の評価を通じて支援されること。
- 2. 患者及び医療事業者が可能な限り最善の治療にアクセスできること: 患者と医療事業者に最適な体験価値とアクセスが与えられることで、各種技術革新の利用により、患者とその家族、さらにはより広く経済全体に対して、医療システムへの投資からの最大のリターンをもたらすことを可能とすること。
- 3. 予算の最適化:エビデンスに基づいた効率的かつ柔軟な資源配分により、成果を最大化し、不必要な支出を最小限に抑え、新たな課題への対応力を維持すること。
- 4. データとデジタル化:適切なプライバシー保護のもと、効果的なデータ収集と分析を行い、個々の患者や医療システムレベルにおける、有用な洞察に基づいた意思決定を行うこと。

これらの優先事項を達成するために、両協議会は、公式な対話の場を設け、医療の持続可能性を高めるための技術やイノベーションを通じた貢献に関して政策立案者と産業界が協働することを提案する。

本共同声明は、両協議会の意見を集約したものであり、日米の産業界が共有する関心事を反映している。 我々の目的は常に、患者中心のヘルスケアを支援するとともに、産業界及び日米経済の競争力と強靭性 を涵養することであり続けた。したがって、我々は、菅前首相とバイデン大統領が結んだ「CoRE」パートナーシップを支持する。我々が提案する対話は、日米両国の競争力と強靭性を支援するというパートナーシップの目標に沿ったものである。以下の政策提言では、我々の医療システムの持続可能性、効率性及び有効性、並びに様々な分野でのイノベーションを可能にするエコシステムに、それぞれ現在影響を与えている諸問題を取り上げている。

ヘルスケアシステムの持続可能性

- 両国対象:研究開発、サプライチェーン・マネジメント、治療薬・診断薬の製造とモニタリング、医療的価値の迅速な評価などを含む様々な方法で、緊急時への備えを改善するための各国政府間の協力体制を強化すること。
- 両国対象:専門知識を持ったスタッフと適切なリソースを用いて、規制当局の審査プロセスを改善すること。
- 両国対象: 償還制度が、医薬品、医療機器、診断薬、センサー、患者支援補助具などにおけるイノベーションと調和していることを担保すること。

<u>データ及び</u>デジタライゼーション

- 両国対象:適切なプライバシー保護のもと、官民双方によるゲノムデータを含むライフコース・データの 収集・利用を加速させること。データの収集(ツールを含む)、利用及び再利用の管理プロセスの信頼 性を高めること。医療技術の評価、例えば費用対効果の評価などにおいてリアルワールドデータやビ ッグデータを活用することは、価値に基づくヘルスケアの進展を支えることになろう。
- 両国対象:民間企業が、がんのゲノム医療、生理的閉塞性制御システムを備えた埋め込み型・着用型 医療機器、AI 支援の医用画像診断など、革新的な医療機器や新薬を開発し、その承認を得るため に、リアルワールドデータを利活用できるようにすること。
- 両国対象:新しいデジタルヘルス政策の開発と実施における日米の規制当局間の連携を促進すること。当該政策は、テクノロジーを活用してデータを収集し、医師と患者の対話をサポートすることで、革新的な治療法の開発を加速し、そのコストを削減するとともに、保健上の成果を増進する。
- 日本国対象:リアルワールドデータを利用して必要に応じてプラセボ群を置き換えたり、来院に依存しない分散型の臨床試験プラットフォームを開発したりすることで、臨床試験を加速すること。
- 両国対象:データ利活用を改善させるため、疾患レジストリなど十分な量と質のリアルワールドデータのデータベース開発に関して、産学官及び医療機関間の協力を許可すること。これは、現場での研究開発を可能にするイノベーション・エコシステムへの支援となる。
- 両国対象:診断、治療方針策定とその実施、患者のフォローアップ及び患者のデータ管理などを一貫した統合的なケアをサポートするために使用される、相互運用可能な IT プラットフォームの採用を奨励し、IT プラットフォームをメーカーや医療従事者が利用できるようにすること。
- 両国対象: 医療情報や個人の健康情報の利活用に関する倫理的、法的、社会的問題に対処すること。
- 両国対象:在宅医療に活用できるテレメディスンなどの遠隔診療の利用を促進すること。
- 日本国対象:個人が、医療機関に存在する自分の医療情報や、いわゆるパーソナルヘルスレコード (PHR:Personal Health Records)等にアクセスし、活用できる環境を整備すること。
- 日本国対象:研究開発の促進に寄与するであろう、医療関連特有のプライバシー情報の保護・活用を 推進するための特別法の早期導入を進めること。
- 日本国対象: 医薬品・医療機器のトレーサビリティのためのデータプラットフォームの開発をさらに支援すること。

ワクチン、予防、機能性食品

- 両国対象:科学的根拠に基づく予防接種政策と広報活動を採用・強化し、予防の社会的意義に対する認識をより深めること。
- 両国対象:健康食品や栄養補助食品などの機能性食品の、エビデンスに基づく健康上の利点を認識し、公衆衛生を促進するためにその利点が一般に伝わるようにすること。
- 日本国対象:予防的観点から、新しい検診手法のためのイノベーションと政策を推進すること。例えば、乳がん検診の受診率向上、心房細動の検出、継続的な血糖測定システムによる血糖値モニタリング、そして認知機能低下の早期診断などである。

イノベーション・エコシステム

- 両国対象:イノベーションの重要性を認識し、医療システム全体の中で治療法の価値を反映するために、医薬品及び医療機器の価格設定と償還制度の改革を追求すること。医薬品・医療機器の価格引き下げは、総医療費にはほとんど影響を与えない一方で、研究開発に利用できる資金量には大きな影響を与え、必要なイノベーションのペースを遅らせるということを認識すること。
- 両国対象:規制、価格設定及び償還に係る諸制度が、既存の治療法の新しい適応症例の開発に関連するイノベーションを認知することを担保すること。
- 両国対象:日米両国におけるいかなる医療技術評価(HTA)も費用対効果評価(CEA)も患者のアクセスを遅延させたり、医師による選択を制限したりしないよう担保すること。
- 両国対象: 医療機器や医薬品の評価スキームを追求し、価格設定を患者の治験成績や選好、及び医療システムやより広い社会全体における費用の相殺にリンクさせること。
- 両国対象:官民の研究協力のためのインセンティブ維持・新規提供とともに、産学や医療研究機関との対話を通じて、連携強化に向けてより大きなパートナーシップや政策改革の機会を特定すること。
- 両国対象:知的財産権を保護し、新しい医療技術やツールへの投資のリスクテイクと長期的な研究を 支援すること。
- 日本国対象:法的に確立された混合診療(保険外診療と保険内診療の併用)をさらに拡大すること。
- 日本国対象:細胞治療や遺伝子治療、医療機器プログラムなど、革新的な治療法に適した価格設定制度を導入すること。

医薬品

- 両国対象:自己負担額がある場合に医薬品や医療機器の利用が妨げられてしまう可能性を軽減する ために、追加のベネフィットやプラン設計の仕組みを構築する機会を探究すること。
- 両国対象:サプライチェーン・マネジメントを改善するために、日米間の GMP(Good Manufacturing Practice)に関する相互認証協定(MRA: Mutual Recognition Agreement)を検討すること。
- 日本国対象: 先発医薬品の特許・独占期間終了後の後発医薬品の使用拡大によるコスト削減分を、 新しい治療法の費用や研究費に充てることで、イノベーションを促進すること。
- 日本国対象:価格設定と償還のルールを簡素化し、より透明性が高く、事前に予測可能な事業環境を構築すること。
- 日本国対象:価値に基づく価格設定については、介護費用の削減分や労働生産性の向上などを含め、治療法から得られるあらゆる範囲の便益を考慮すること。
- 日本国対象: 医薬品の製品基準を拡大し、新薬創出加算政策を改善すること。
- 日本国対象:中間期の価格改定は、国民健康保険の償還価格と医療機関の購入価格との間の割引幅が市場平均より大きい製品に限定すること。
- 日本国対象:重大な未充足の医療ニーズが存在するところで、革新的な治療法が利用できるようにするのを促進するため、「さきがけ」と条件付き承認の利活用を最大化すること。
- 日本国対象:新規モダリティを含む医薬品向けに世界基準のデータ保護期間の付与制度を創設すること。
- 米国対象:国際的な参照価格設定の提言を放棄すること。かかる提言はイノベーションの価値を反映していないか、未充足の医療ニーズに対応するための将来の治療法への持続的な投資の余地も与えない。

医療機器

- 日本国対象:現在の価格改定方式と頻度(例:2年に1回)を維持すること。具体的には、我々は以下 を推奨する。
 - 機能区分の統合は、データに基づいた具体的な理由がある場合にのみ実施すること。その際、対象となるカテゴリーの関連企業や臨床専門家と協議するための十分な時間を確保するとともに、

カテゴリーの安定化とデータ収集のために、一定期間、新設された機能カテゴリーを除外することが含まれる。

- 外国平均価格(FAP)の価格改定ルールが適用される範囲で、現行の FAP 比率、FAP 比較対象国及び R ゾーンレベルを維持し、オフサイクルの FAP 調査を廃止し、そして短期的な為替レートの FAP 計算への影響を軽減すること。
- FAP フロアを採用し、現在上限があっても下限がないシステムに公平性を持たせること。
- 市場拡大再算定ルール (Market Expansion Repricing のルール) についてさらに明確化し、業界との協議により未解決の問題がすべて対処されるまでその実施を保留すること。
- 新しい「パイオニア医療機器」に対するプレミアム償還の機会を検討すること。
- 日本国対象: 手術室に特化した感染制御管理料を新設し、STM (Special Treatment Material) に加えて感染制御関連の医療機器の使用を加速することで、新型コロナウイルス感染症の状況や新たな感染症のリスクの増大に対応すること。
- 米国対象:メディケア受給者の治療や診断を向上させる新しい医療機器に対するメディケアプログラム の適用範囲、コーディング、支払いプロセスに対する継続的改革を促すこと。
- 米国対象:食品医薬品局(FDA)や議会と協力して、FDAの医療機器ユーザーフィープログラムを来年の期限切れ前に再承認するとともに、FDAとパートナーを組んで、2017年 FDA ユーザーフィー再承認法に従い、より効率的で透明性のある医療機器施設検査プロセスを担保すること。







旅行・観光そして交通セクターは、近年、日米両国で多くの雇用機会を創出してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行(パンデミック)によって社会・経済は大きな被害を受け、これらのセクターにおいても、消費者需要は大きく落ち込む結果となった。国連世界観光機関(UNWTO)によると、2021年1月から5月までの国際旅行者数は2019年比で85%減少となり、最近ではコロナ変異株も出現し、渡航の制限措置も継続される見込みの中で、業界の今後の見通しは引き続き厳しい状況となっている。

日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)は、官民が連携した対応が重要であるという認識の下、こうした業界がパンデミックの最中においても、その終息後の回復局面においても持続可能であることを担保するためというだけでなく、国際間の円滑な人流・物流が経済・社会の幅広い回復にとって決定的に重要であることにも鑑み、日米両国政府に対して以下の提言を行う。これらの取り組みは業界の回復を支えるとともに、今次のパンデミックにより生じるであろう長期的な需要変化への対応にも寄与すると信ずるものである。

1. 旅行・観光・交通セクターの回復と再活性化に向けた「人の自由な移動」の再開

新型コロナウイルス感染症対策はワクチンの普及に伴い新たな段階に入っているが、両協議会は世界経済の回復とこれらの業界の再活性化のためには、旅行と観光の再開が不可欠だと考えている。両協議会は、両国政府に対し「人の自由な移動」の安全な再開に向けて、民間セクターとの連携を推進すると同時に、とりわけ日本において幅広い年齢層を対象にしてワクチン接種を進めること、また、検査やスクリーニングの手順にデータ主導型アプローチを採用することによって、旅行者及び旅行関連業従事者双方の安全・安心を担保することを推奨する。両協議会は、デジタルインフラの構築や国境再開に向けた共通の基準作りも重要であるとの認識の下、両国政府に対し以下の提言を行う。

事業継続の為の切れ目ない政府支援

旅行・観光・交通セクターは、非常に多様性に富み、中小企業も多いことが特徴として挙げられる。コロナ禍で業界の今後の見通しは厳しい状況にあり、両国政府に対しては、事業継続や雇用維持の取り組みに対する政策面や金融面での支援の継続を期待する。また、観光資源の保全のための政策面での支援や投資を促進することや、パンデミック終息時に旅行・観光の需要を喚起する取り組みも重要である。

国境検疫措置の段階的撤廃

共同声明の全体部分で提言したように、両協議会は、ワクチン証明書が「人の国際間移動」を早期に 再開する上での鍵になり、同時に新型コロナウイルスの感染拡大も抑えるものと考える。両協議会は、 両国政府に対し民間セクターが協力することを妨げている障害を除去すべく、世界的に整合した国際 間移動のための規制の枠組みにより共通の基準を確立し、科学的根拠に基づいて入国制限を相互緩和し、例えば相手国で発行され広く受け入れられているワクチン証明書を認証するなどの取り組みを進めることを奨励する。また、日米二国間の越境移動を徐々に再開するために、両協議会は日米がロードマップを作成し、例えば日本が設けている国際線経由による入国者数の上限廃止など入国制限の段階的撤廃、あるいは感染者数とワクチン接種者率に応じた自主隔離期間の漸進的な短縮などの道筋を明示すことを求める。これらのロードマップは、ビジネスの予測可能性を改善するために、民間セクターと密に対話しながら、また、一般市民とも効果的にコミュニケーションを取りつつ策定されるべきである。

健康証明書の国際標準化

両協議会は、人の国際的な移動のストレスを軽減するためには入国に要する時間の短縮や検疫手続の簡素化が重要であると考える。その為、両協議会は両国政府に対し、デジタルトランスフォーメーションを加速すると同時に入国要件となる検疫手続の処理能力を増強すること、また世界中で直ちに認証されるようにワクチン証明書を多言語で提供することを求める。また、旅行者が複数のワクチン証明書を利用する必要がないように、入国手続きを国際的に簡素化することも重要である。加えて、両協議会は、日米両国政府に対し、こうした健康証明に関する国際基準が差別待遇とならない形で策定される上で積極的な役割を果たすこと、及び米国と欧州連合(EU)等も含む様々な地域の専門家会議における協議を推進することを奨励する。

2. ポスト・コロナを見据えた未来志向の取り組みの推進:新たなトレンド

新型コロナウイルスのパンデミックは、様々な業界の横断的なデジタル対応の加速を伴いつつ、消費者行動に永続的な影響をもたらすものと予想される。両協議会は、テレワークやワーケーション、オンラインツアーといった新たな観光やライフスタイルのトレンドが、より強靭で魅力的な旅行・観光・交通のサービスを確立するための新たな機会に繋がるものと確信している。両協議会は、両国政府に対し、革新的なサービスを開発するためのこれら産業界の取り組みを支援することを推奨する。今年の東京オリンピック・パラリンピックは無観客開催となったが、両協議会としては2025年の日本国際博覧会(大阪)や2028年のロサンゼルスオリンピック・パラリンピックが、これら革新的な取り組みをお披露目する機会となることを期待する。

キャッシュレス決済の推進

全消費取引におけるキャッシュレス決済比率を 2025 年までに 40%に引き上げるという日本の明示された目標に対して、両協議会は日本が近距離通信規格 (NFC)の Type A/B を導入することを推奨する。これら規格は、ニューヨークやロンドン、シドニーなどの大都市圏で既に広く実装されており、感染リスクが低いことから支払い方法として選好されるものとなりつつある。 両協議会は、日本政府が全ての関連する民間の関係者との継続的な対話を通じて、その目標に対する現実的な解決策を講じることを求める。

MaaS(サービスとしての移動)の推進

交通セクターでは、自動運転技術や、ドローンやロボットを利用した配送システム、ビッグデータを活用した効率的な輸送システムといった革新的な技術が、スマートシティの開発だけでなく、交通渋滞、人手不足、環境問題といった日米両国が共通に抱える社会課題の解決にも貢献することが期待される。例えば、日米両国で、事前確定運賃や変動迎車料金といった新しいタクシーの料金形態が、ビッグデ

ータを活用することによって試験的に運用されている。両協議会はこうした取り組みを支持すると同時に、両国政府に対して、こうしたデジタル技術の社会実装を多くの産業で横断的に奨励することを要望する。

電子商取引の推進

今次パンデミックは、電子商取引がライフラインであり、コロナ禍の直撃を受けた多くの人々や小規模事業者にとってはとりわけ切実にそうであったことを如実に示した。日米両国政府は、こうした電子商取引を推進してゆく為に、公共と民間の配達サービスが同等の競争条件に置かれることを担保すべきである。両協議会は、両国政府に対して世界貿易機関(WTO)の貿易円滑化協定の速達便に関する条項に改めてコミットすることを推奨する。当該速達便には重要な医療物資や時限性の高い物資の配送が含まれるものであるが、同条項へのコミットによってとりわけ低価格製品に対する通関手続きの簡素化が加速され、新たな貿易障壁賦課が回避されるものである。

3. 旅行・観光・交通セクターの持続可能かつ包摂的な発展

両協議会は、今次パンデミックを旅行・観光・交通セクターにとってより良い未来の一歩を踏み出すためのきっかけと看做すべきであり、かかる未来においてはデジタル化と低炭素の取り組みこそが持続可能な成長をもたらすものだと考えている。

包摂的な発展の担保

両協議会は、両国政府が旅行・観光・交通セクターの包摂的な発展を支援するように奨励するものであり、例えば地域社会における中小企業に事業機会を提供するような魅力的な観光資源や新たなベンチャー事業の開発・促進が含まれる。同時に、人種、民族、性別、年齢その他のいかなる地位を問わず、全ての人に対して技術、サービス、就労機会の公平なアクセスを保証することを求める。

低炭素化に対する取り組みへの政府支援

両協議会は野心的なカーボン・ニュートラル目標の達成に連帯してコミットしており、両国政府に対して、日米産業界間の協働の取り組みを支援するよう奨励するものであり、それには先進技術を活用した次世代航空機やモビリティセクターにおける省エネ技術の開発などが含まれる。例えば航空業界では、持続可能航空燃料(Sustainable Aviation Fuel、SAF)が、カーボン・ニュートラル目標達成の一助となる重要な要素の一つとして認定されていることから、両協議会は、両国政府に対し価格競争力のあるSAF市場実現に対する障壁の除去を促すとともに、投資を促進するインセンティブの付与やSAFに関する強靭なサプライチェーンの構築や実際の配備を支援することを求める。